

消費者安全法第30条の規定による意見の聴取の手続に関する規程

平成26年2月21日
消費者安全調査委員会決定

(総則)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第30条の規定による原因関係者の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の手続は、同条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(主宰者)

第2条 意見の聴取は、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）が指名する消費者庁消費者安全課事故調査室（以下「事故調査室」という。）の職員が主宰する。ただし、調査委員会が委員長、委員又は専門委員を指名して意見の聴取を主宰させることを妨げない。

(意見の聴取)

第3条 調査委員会は、意見の聴取を行うに当たっては、期日を定め、原因関係者の出席を求めて行うものとする。

- 2 事故調査室は、原因関係者に対し、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の書面には、調査委員会が作成する事故等原因調査に関する報告書の案（原因関係者に関係のある部分に限る。）を添付しなければならない。
- 4 第1項の場合において、原因関係者は、主宰者の許可を得て、代理人とともに出席することができる。ただし、原因関係者が病気その他やむを得ない理由により出席できない場合には、主宰者の許可を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 原因関係者又は前項ただし書の許可を得た代理人（次項及び第7項において単に「代理人」という。）は、期日への出席に代えて、主宰者に対し、期日までに文書により意見を述べることができる。
- 6 主宰者は、原因関係者又は代理人が指定した期日に出席せず、かつ、前項の規定により意見を述べない場合には、原因関係者又は代理人に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。ただし、原因関係者又は代理人がその期日に出席せず、かつ、意見を述べないことについてやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。
- 7 主宰者は、原因関係者又は代理人の一部が出席しないときであっても、期

日における意見の聴取を行うことができる。

(意見の聴取の公開等)

第4条 期日における意見の聴取は、公開しない。ただし、調査委員会が公開することを相当と認める場合にあっては、公開することができる。

附 則

この規程は、平成26年2月21日から施行する。